

予 算 書

一 般 会 計 予 算

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

次 木 親 野 井 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 予 算

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

一 般 会 計 予 算

議案第 1 号

令和4年度野田市一般会計予算

令和4年度野田市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,171,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
01 市税		22,583,747
	01 市民税	9,541,395
	02 固定資産税	10,435,633
	03 軽自動車税	420,911
	04 たばこ税	1,142,134
	05 都市計画税	1,043,674
02 地方譲与税		421,400
	01 地方揮発油譲与税	97,100
	02 自動車重量譲与税	307,400
	03 森林環境譲与税	16,900
03 利子割交付金		10,400
	01 利子割交付金	10,400
04 法人事業税交付金		248,100
	01 法人事業税交付金	248,100
05 地方消費税交付金		3,610,800
	01 地方消費税交付金	3,610,800
06 配当割交付金		140,400

(単位 千円)

款	項	金額
	01 配当割交付金	140,400
07 株式等譲渡所得割交付金		115,500
	01 株式等譲渡所得割交付金	115,500
08 ゴルフ場利用税交付金		159,400
	01 ゴルフ場利用税交付金	159,400
09 自動車取得税交付金		1
	01 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		77,500
	01 環境性能割交付金	77,500
11 地方特例交付金		199,663
	01 地方特例交付金	191,511
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,152
12 地方交付税		4,563,798
	01 地方交付税	4,563,798
13 交通安全対策特別交付金		17,755
	01 交通安全対策特別交付金	17,755
14 分担金及び負担金		384,372

(単位 千円)

款	項	金額
	01 負担金	384,372
15 使用料及び手数料		1,121,142
	01 使用料	683,088
	02 手数料	438,054
16 国庫支出金		9,780,357
	01 国庫負担金	7,441,317
	02 国庫補助金	2,300,458
	03 委託金	38,582
17 県支出金		3,751,572
	01 県負担金	2,449,307
	02 県補助金	945,301
	03 委託金	356,964
18 財産収入		63,034
	01 財産運用収入	14,434
	02 財産売払収入	48,600
19 寄附金		88,557
	01 寄附金	88,557

(単位 千円)

款	項	金額
20 繰入金		584,946
	01 基金繰入金	584,946
21 繰越金		500,000
	01 繰越金	500,000
22 諸収入		1,278,056
	01 延滞金加算金及び過料	60,001
	02 市預金利子	20
	03 貸付金元利収入	215,886
	04 雑入	1,002,149
23 市債		3,470,500
	01 市債	3,470,500
歳 入 合 計		53,171,000

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		348,192
	01 議会費	348,192
02 総務費		4,412,185
	01 総務管理費	3,126,389
	02 徴税費	573,023
	03 戸籍住民基本台帳費	416,876
	04 選挙費	238,015
	05 統計調査費	15,041
	06 監査委員費	42,841
03 民生費		23,633,098
	01 社会福祉費	6,171,932
	02 老人福祉費	4,209,209
	03 児童福祉費	9,980,608
	04 生活保護費	3,271,349
04 衛生費		5,161,070
	01 保健衛生費	3,095,228
	02 清掃費	2,064,270

(単位 千円)

款	項	金額
	03 上水道費	1,572
05 労働費		61,914
	01 労働諸費	61,914
06 農林水産業費		815,420
	01 農業費	797,524
	02 林業費	17,896
07 商工費		337,154
	01 商工費	337,154
08 土木費		4,794,662
	01 土木管理費	213,912
	02 道路橋りょう費	814,415
	03 河川費	47,175
	04 都市計画費	3,627,368
	05 住宅費	91,792
09 消防費		1,954,668
	01 消防費	1,954,668
10 教育費		5,870,639

(単位 千円)

款	項	金額
	01 教育総務費	1,017,351
	02 小学校費	783,853
	03 中学校費	489,692
	04 幼稚園費	767,101
	05 社会教育費	1,055,338
	06 保健体育費	1,757,304
11 災害復旧費		2
	01 公共土木施設災害復旧費	1
	02 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		5,080,721
	01 公債費	5,080,721
13 諸支出金		329,169
	01 基金費	329,169
14 予備費		372,106
	01 予備費	372,106
歳 出 合 計		53,171,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	02 小学校費	岩木小学校トイレ改修工事	257,400	令和4年度	128,700
				令和5年度	128,700

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
野田地域一般廃棄物収集委託料（尾崎方面）		令和4年度から 令和9年度まで	88,434千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（みずき方面）		令和4年度から 令和9年度まで	89,079千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（山崎方面）		令和4年度から 令和9年度まで	88,434千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（岩名・三ツ堀方面）		令和4年度から 令和9年度まで	89,079千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
中小企業融資資金利子補給金		令和5年度から 令和11年度まで	未償還額について、最高年3%以内の割合で算出した金額
開業育成資金等利子補給金		令和5年度から 令和11年度まで	未償還額について、最高年1.5%以内の割合で算出した金額
農業近代化資金利子補給金		令和5年度から 令和18年度まで	未償還額について、最高年0.2%以内の割合で算出した金額
校務支援システム使用料		令和4年度から 令和9年度まで	63,121千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田市土地開発公社に 対する債務保証		令和4年度から 令和18年度まで	野田市土地開発公社が、金融機関から事業資金を借り入れたもの に対する債務保証
内 訳	公有地の拡大の推進に関する 法律第4条及び第5条に 基づく用地取得事業	令和4年度から 令和18年度まで	500,000
	代 替 取 得 分	令和4年度から 令和18年度まで	67,243
中野台中根線用地取得事業		令和4年度から 令和18年度まで	事業費17,243千円及びこの事業費に対する利子の合計額
生産緑地地区買取り事業		令和4年度から 令和18年度まで	事業費50,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(仮称)多世代交流センター施設整備事業債	千円 23,500	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	41,800			
児 童 館 施 設 整 備 事 業 債	352,400			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	35,300			
排 水 機 場 施 設 整 備 事 業 債	3,900			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	67,800			
道 路 改 良 事 業 債	2,800			
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業 債	8,100			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	10,400			
冠 水 対 策 事 業 債	5,400			
梅 郷 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業 債	19,400			
清 水 公 園 駅 前 線 整 備 事 業 債	8,100			
清 水 上 花 輪 線 整 備 事 業 債	8,400			
連 続 立 体 交 差 事 業 債	13,000			
市 営 住 宅 改 修 事 業 債	31,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業債	千円 134,600	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設整備事業債	88,400			
中学校施設整備事業債	62,700			
給食センター施設整備事業債	38,100			
福田体育館施設整備事業債	15,800			
臨時財政対策債	1,268,300			
合併特例事業債	1,230,600			
合計	3,470,500			